

鹿屋市立野里小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

【基本理念】

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

【いじめの禁止】

児童は、いじめを行ってはならない。

【学校及び職員の責務】

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者及び関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

ア 学校におけるいじめの防止

- 学校の教育課題に「思いやりをもった心豊かな子どもの育成」を掲げ、一人一人のよさを認め、伸ばす声かけや支援を行い、全校指導態勢による心に届く指導を実施する。
- 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する児童が自主的に行う活動に対する支援を行う。
- いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、道徳、学級活動等を利用し、「いじめ問題を考える週間」を実施する。また、「人権月間」等を設定し、意識の深化を図る

イ いじめの早期発見のための措置

- いじめを早期に発見するために、在籍する児童に対する定期的な調査を学期1回（4月，9月，1月）実施するとともに、実態把握のためのその他の必要な措置を講ずる
- けんかやふざけ合いでであっても、背景にある事情を調査し，判断する。
- いじめ調査実施後，担任との面談を実施する。
- 児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう相談の機会を設定する。（長期休業中の計画的な教育相談及び臨時的相談）
- 授業間や昼休み等の中で，児童の様子に目を配ったり，日記等から交友関係や悩みを把握したりする。
- いじめ情報を教職員で情報共有する。

ウ いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

- いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し，いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。
- スクールカウンセラーやマイフレンド相談員，市教育委員会指導主事等を積極的に活用した研修会を実施する。

エ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- 全校児童のインターネットに関する使用状況調査を行い，現状把握に努めるとともに，児童に情報モラル教育を実施し，迅速に対応する。
- 児童及び保護者が，発信された情報の高度の流通性，発信者の匿名性，その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて，インターネットを通じて行われるいじめを防止するとともに効果的に対処できるように，必要な啓発活動として，外部講師を招き，携帯電話教室等情報モラルに関する学習会を実施する。

(2) いじめ防止等に関する措置

ア 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

いじめの防止等を実効的に行うため，以下の機能を担う「いじめ対策推進委員会」を設置する。

<構成員>

校長，教頭，生徒指導主任，養護教諭，関係学年主任，関係学級担任，学校運営協議会委員，スクールガード，スクールカウンセラー，マイフレンド相談員，民生委員，医師，警察官等

<活動>

- 1 未然に防止する体制及び取組
- 2 相談体制の充実
- 3 アンケート調査による実態把握及び分析並びに状況報告
- 4 いじめを受けた児童に対する支援及び相談
- 5 いじめを受けた児童の保護者に対する支援及び相談
- 6 いじめを行った児童に対する指導
- 7 いじめを行った児童の保護者に対する助言
- 8 必要に応じて関係する学校や団体への連絡及び連携
- 9 専門的な知識を有する者等との連携
- 10 その他いじめの防止に関わること

<開催>

学期1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

イ いじめに対する措置

- いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実確認を行う。
- いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

(3) 重大事態への対処

ア 重大事態の定義

- ・ いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。
- ・ いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

イ 重大事態への対処

- ・ 重大事態が発生した旨を，市教育委員会に速やかに報告する。
- ・ 市教育委員会と協議の上，当該事案に対処する組織を設置する。
- ・ 上記組織を中心として，事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ・ 上記調査結果については，いじめを受けた児童・保護者に対し，事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(4) 学校評価における留意事項

学校評価において，「早期発見・対応」や「未然防止及び再発防止」が適切に行われているかを評価する。（「いじめ問題への取組チェックリスト」を活用する）

いじめ防止対策推進委員会行動年間計画

月	行 動 内 容	備 考
4月	※ 経営方針・重点の共通理解【職員会議】 ○ いじめ問題を考える週間 ・いじめ防止のための授業【道徳・学級活動】 ・いじめ防止基本方針の家庭啓発【経営説明会】 ○ 生徒指導に関する情報交換【職員会議】 ○ マイフレンド相談員との情報交換	・セクハラ相談窓口， スクールガードリーダー，マイフレンド相談員紹 * 学校経営説明会，学級PTA，PTA 総会，授業参観
5月	<生徒指導・いじめ防止対策推進委員会> ・学校いじめ防止基本方針の確認，いじめ防止の体制づくり ・前年度のいじめ防止の取組課題の周知と危機管理意識の高揚 ○ 家庭訪問での情報収集	・スクールカウンセラー紹介（5月配置）
6月	○ 児童の実態調査実施 ・学校楽しい～とでの実態把握・分析 ・SNS チェックシートでの実態把握・分析 ○ 生徒指導に関する情報交換【職員会議】 ・実態調査結果の報告・対応の確認	・学校運営協議会及び民生委員会 ・学校保健委員会 ・PTA 理事会
7月	○ 学級PTAでの状況説明・啓発 ・実態に関する周知，対応の啓発 ○ 夏季休業中の計画的教育相談 ○ 学校評価による取組確認・見直し【職員会議】 ○ 生徒指導に関する情報交換【職員会議】	・学級PTA ・教育相談
8月	○ 夏季休業中の計画的教育相談 ○ いじめ防止に向けた職員研修	・人権同和問題啓発強調月間

8月	○ 生徒指導に関する研修会への参加 * 人権同和教育推進委員会	・教育相談
9月	○ いじめ問題を考える週間 ・いじめアンケートで実態把握・対応 ○ 学級PTAでの状況説明・啓発 ○ 生徒指導に関する情報交換【職員会議】	・学級PTA ・運動会
10月	○ 児童の実態調査 ・学校楽しい～とによる実態把握・分析 ○ 生徒指導に関する情報交換【職員会議】 ・実態調査結果の報告・対応の確認	・市人権同和教育研究会
11月	○ 「心の教育の日」、全学級道徳の授業公開 ○ SNSチェックシートでの実態把握・対応 ○ 生徒指導に関する情報交換【職員会議】	・学校運営協議会
12月	○ 校内人権週間での共通実践 ○ 全校朝会での人権についての話 ○ 人権教室の開催 ○ 学校評価による取組確認・見直し【職員会議】	・持久走大会 ・学級PTA
1月	○ いじめ問題を考える週間 ・いじめアンケートで実態把握・対応 ○ 生徒指導に関する情報交換【職員会議】	
2月	○ 学級PTAでの状況説明・啓発 ○ 生徒指導に関する情報交換【職員会議】	・学校運営協議会 ・学級PTA
3月	○ 学校評価による取組確認・見直し【職員会議】	・卒業式 ・修了式